

守護斯波氏の遠江国支配機構

河村 昭一*

守護斯波氏の遠江国支配機構について、可能な限り復原に努めた。初代在京守護代に新興の加賀島氏が就いたのは、あるいは甲斐氏の権勢を抑制しようとする斯波氏の意図の表象かも知れないが、数年後に甲斐将教が就任してからは、越前守護代との兼帯で将教、将久、敏光、信久の四代にわたって甲斐氏が世襲した。在国守護代としては、甲斐一族大谷氏を守護所に配して西遠江を管掌させ、甲斐近臣狩野氏に東遠江を担当させたと推測されるが、寛正期には大谷氏が没落して狩野氏が一元的に守護所を掌握した。また、享徳頃の守護所には甲斐被官を含む在国奉行がいた。応仁の乱後狩野氏が今川氏に討滅されると、甲斐敏光が守護代として下国し、在京・在国両守護代が統合された。この他、甲斐将教の代に少なくとも榛原・敷智郡に郡司が置かれ、越前出身の堀江氏が敷智郡司として下国し、そのまま一族が土着して戦国期まで西遠江に勢力を保持した。在国支配機構には総じて遠江国人の登用が見られず、旧来の斯波被官によって独占され、特に甲斐氏の影響力が極めて強いことが改めて確認された。このように、在京する守護・守護代の近臣のみによる在国支配機構の構成、維持を可能たらしめたのは、職の体系の源泉たる「京都」(室町幕府体制・荘園制)のもつ重みであった。

キーワード：斯波氏 遠江国 支配機構

Key words : Shiba family, the province of To-tohumi, ruling organization

はじめに

本稿は、かねてから続いている守護斯波氏の分国支配機構の復原作業の一環として、遠江の支配機構を取り上げるものである。

遠江における守護斯波氏の支配を扱った研究として、秋本太二¹⁾、小川信²⁾、吉井功児³⁾、森田香司⁴⁾の各氏の論考があり、近年は『静岡県史』通史編2 中世(以下『県史』と略記)も刊行された。これらの先学によって、斯波氏の遠江支配の特質として、越前に本拠をおく被官によって支配機構の重職が独占され、在地国人の登用がほとんど見られなかったことが明らかにされた。特に早く秋本氏が指摘されているように、斯波氏の執事にして越前・遠江守護代の甲斐氏の影響力がきわめて大きいことが注目される。この結論は動かし難く、ほとんど付加すべき点もないのであるが、最新の『県史』においても、支配機構の職名と在職者名が明示されているのは、在京守護代の加賀島某・甲斐将教(法名祐徳)・同将久(法名常治)のみで、他に遵行以下「行政的業務」に当たっている大谷豊前入道以下の被官たちを一括して説明するなど、支配機構の復原という視点からすれば、今少し厳密な考証を加える余地もあるように思われる。

ところで、斯波義教(初名義重)が遠江守護職を得た時期については、すでに秋

本氏によって応永十年(一四〇三)九月から同十一年十二月(後掲史料B)の間とされているが、その後の同十四〜十六年の期間に分郡守護職⁵⁾、または半国守護職⁶⁾が設定されたとか、駿河今川氏(秦範)に一国守護職が還補された、といった説がかつて唱えられていた。そのいずれも成り立ち難いことを以前指摘したが⁷⁾、『県史』もこの私見と同じ見解で叙述されているので(三八八〜三八九頁)、以下では、斯波氏が一貫して一国守護職を保持し続けたことを前提にして論を進めたい。

一 在京守護代

斯波氏のもとでの遠江在京守護代に確実にわかかる史料としては、次の文書が最初のものである。

【史料A】

(折返奥端書)

「加賀嶋書下案」

東寺雑掌申遠江国村橋庄領家方并三原田庄内細谷郷本家米事、任先度之例、可被沙汰付之由候也、仍執達如件、

応永十二

十一月十九日

沙弥判

甲斐兵庫助入道殿
大谷豊前入道殿

この文書の発給人沙弥については、①斯波義教、②甲斐祐徳、③加賀島某、の三説がある。『大日本史料』(第七編之七、以下『史料』)七一七の如く略記「五三七〇五三八頁」は①とする。小川氏もこれを支持され、義教は当時管領と遠江守護を兼帯していたが故に、幕府御教書と守護遵行状を略したものと解された。森田氏も小川氏と同様の解釈を示されている。しかし、史料Aの宛所の兩人は、後述するように在国守護代とみられるが、管見の限り、斯波氏分国において、守護が在京守護代の頭越しに在国の吏僚(守護使・小守護代等)に直接遵行状(または管領として幕府御教書)を下す例はなく、①説には従えない。

②説は秋本氏によるものであるが、史料Aの折返奥端書の記事を欠く他の同文の案文二通のうちいずれかを典拠とされたために、発給人を加賀島とはせず、あとで守護代となる甲斐祐徳と解釈されたものと思われる。『史料』は、史料Aを掲げながら、折返奥端書の「加賀嶋書下案」を取って無視して、発給人沙弥に「(斯波義教)」の傍注を付しているのであるが、この比定は先に述べた理由で認めることはできないものの、実は、この折返奥端書の記事も、そのまま事実として認定しにくい理由があり、そこに②説の生まれる余地も存在するのである。すなわち、甲斐氏は斯波氏の執事として家中最高の権勢を誇っていた重臣であり、後述するように、遅くとも応永十九年までには確実に甲斐祐徳が遠江守護代に在職していた。これに対して加賀島氏は、後代ではあるが甲斐氏の被官であった徴証が認められる。これらを勘案すれば、斯波氏の守護就任に際して、在京守護代にまず甲斐氏より家格の低い加賀島氏が一旦就任したあと、しばらくして甲斐祐徳に交代したと考えるよりも、祐徳が当初から補任されたとみなす方がよほど自然であり、史料Aの折返奥端書は東寺側の誤解に基づくものとする余地もなくはないのである。しかし、結論からいえば、この折返奥端書は事実を伝えているもので、史料Aの発給人は、『県史』(二二八九―二九〇・二九四頁)の記述の通り、③加賀島氏とみなしてよいと考える。

それは、十五世紀初頭の斯波氏分国における守護代の補任状況に照らせば、加賀島氏を遠江の初代在京守護代としてもそれほど奇異ではないからである。たとえば、応永七年(一四〇〇)正月―三月頃斯波義教が守護職を得た尾張では、最初藤原重教なる者が在京守護代となるが、一―三か月ほどで甲斐祐徳に替わり、その祐徳も二年ほどした応永九年七月までに織田教広に替えられている。藤原重教は甲斐氏一族の可能性もあるのであるが、これ以前の斯波氏分国において、守護

代はもとよりそれ以下の支配機構に在職した形跡は、少なくとも管見には入っていない。また、応永八年二月に守護職に還補された信濃では、南北朝期の二宮氏に代わって、島田遠江入道常栄がこれまで初めて守護代に抜擢された。このように、室町初期の斯波氏分国の守護代は、南北朝期から引き続き守護代職を世襲していた越前の甲斐氏、加賀(守護は斯波庶家の義種)の二宮氏のほかに、新興の守護代家が生まれつつあった。これは、たとえば、尾張の在京守護代甲斐祐徳が就任後わずか二年ほどで織田教広に交替しているように、守護代職が甲斐のもとに集中するのを避けようとして行った施策なのかも知れない。このような状況を勘案すれば、それまで重臣としての所見がまったくない加賀島氏が、初代遠江守護代に起用されたとしても、敢えて異とするには及ばないのである。

加賀島の守護代在職を伝える明証は史料A以外にはないのであるが、可能性を否定できないものとして、次の二点を挙げるができる。

【史料B】

納(東寺)とうし米の御年貢の請取事

合式拾石米の代拾貫文

い(北)ちい方(北)さためられ候て請取給候うへ、これも其請取おい、ていたし候

処しち也、

(堀)

細江

應永十一年十二月十日 判 (花押)

【史料C】

東寺雑掌申遠江国村櫛庄本家米半濟事、徳大寺家代官無沙汰云々、太不可然、

所詮嚴密被致沙汰、可被沙汰付寺家雑掌之由候也、仍執達如件、

應永十三 九月十七日 沙弥在判

(堀) 細江修理亮入道殿

まず史料Bは、秋本氏が、発給人「細江」を、史料Cの宛人細江修理亮入道と同一人物で越前出身の斯波氏被官堀江と推定して斯波氏の在職がここまで遡る可能性を指摘されて以来、通説となっている。『県史』はこの点に加えて、本文中の「い(北)ちい」も堀江と同じ越前出身の斯波氏被官一井氏とし、さらに、奥の花押が「当時の遠江守護斯波義教のもの」とよく似ている」として、本文書を斯波氏の守護在職を示すものとしている(三八七―三八八頁)。この議論部分是否定し難いものの、奥の花押の主については首肯しかねる。森田氏は甲斐祐徳とされるが、

大日本古文書『大徳寺文書』一二の巻末「花押一覽」に収載されている斯波義教と甲斐祐徳の花押(91義教、92祐徳)と照合すると、祐徳については運筆・形状ともまったく異なるし、義教にしても、運筆に一部共通点があるものの、形状は大きく違っている。仮にこの花押が『県史』の指摘のように写だとしても、『県史』・森田両説には従えない。史料Bは、『県史』の指摘の通り、この翌年村櫛荘の自家東寺から、同荘徳大寺方(領家方)の東寺米未進を督促された清延が、去年分は守護方に責め取られたことを釈明した際に、その証文として東寺に提出した請取の案文と考えられる。したがって、奥の花押は、清延が東寺に送る前に守護方に持参して堀江の請取であることを証明してもらった証判か、もしくは、清延から受け取った東寺が守護方に持ち込んで得た証判ではないかと思われるが、いずれにしても、奥の花押は守護方の然るべき地位にある人物に違いなく、守護斯波義教でなければ、在京守護代がもつともふさわしい。とすれば、それは、森田氏のいわれる甲斐祐徳のものとは異なる以上、史料Aという確証がある加賀島某とみなすのが自然であろう。

史料Cの発給人沙弥については、『史料』が斯波義教とするが(七 八、二二六頁)、宛所の細江(堀江)修理亮入道を守護代とはみなし難いので、史料Aのケースと同様の理由で認められない。大日本古文書『東寺文書』(五、一一九頁)、秋本氏、『静岡』はいずれも甲斐祐徳とする。しかし、これは祐徳のち守護代として現れることを漠然と遡及した憶測以上のものではなく、確証があるわけではない。そして、むしろ、前代の加賀島がまだ在職していた可能性もけつして低くはないのである。すなわち、それまで守護代の経験がまったくなかった加賀島が遠江守護代に抜擢されたのは、甲斐氏の権勢に一定の規制を及ぼそうとした斯波氏の思惑に由来する、とした先の推測にいくらかの理があるとするれば、その立案者は、斯波義将を以て他にない。義将は応永十七年五月に没するまで、斯波家中はもとより幕政にも強い影響力を及ぼし続けていたのであるから、史料Cの応永十三年までに加賀島の守護代職が否定されて甲斐祐徳に与えられることは想定しにくいのではあるまいか。いうまでもなく、史料Cの沙弥を加賀島と断じる積極的な根拠があるわけではないが、これを甲斐とみなすこともまた、けつして自明のことではないので、一つの可能性として指摘しておきたい。

加賀島の次の甲斐祐徳の守護代在職確証としては、次の文書がもつとも早い。
【史料D】

東寺雑掌申遠江国原田庄大嘗会段銭事、為諸役免除地上者、可被止催促之由候也、仍執達如件、
応永十九

八月九日 沙弥在判

守護斯波氏の遠江国支配機構

大谷豊前入道殿
狩野七郎左衛門尉殿

この文書の発給人沙弥を、『史料』は斯波義教とし(七 一五、二七三頁)、『東寺百合文書目録』はこの文書名を「(室町幕府奉行)沙弥某奉書案」とするが、いずれも誤りである。すなわち、史料Dには関連文書として、原田荘の大嘗会段銭免除を訴えた応永十九年七月日東寺雑掌申状と、これに依えて、幕府奉行入治部則栄が「甲斐殿」に宛て東寺の要求通り段銭催促を停止するよう求めた(同年)七月二十六日付書状があるので、『県史』の説の通り(三九一頁)、史料Dは治部からの要請を容れた甲斐祐徳の奉書と理解する他ない。

祐徳とその次の将久(常治)の在職徴証は後掲別表に挙げた程度でさほど多くはなく、特に常治については一例しか伝存しない。しかし、遠江守護代は越前守護代と一体のものとして甲斐氏が世襲したので、以後の遠江守護代の推移は越前守護代のそれによって知ることができる。越前守護代は、甲斐祐徳が応永二十七年八月十六日、その子常治が長祿三年(一四五九)八月十二日にそれぞれ死没するまで在職した。常治の死没時に、その嫡子と思われる敏光は越前に在陣中であったため、敏光の子の千喜久丸が、暫定的かつ名目的に守護代職を嗣いだ。当時越前では、前年から国人が守護斯波義敏派と守護代甲斐派に分裂して武力抗争(長祿合戦)を展開していたのである。合戦は常治の死後もなく甲斐派の勝利で終息するが、敏光がその後いつ上洛したかは不明ながら、上洛後も敏光は守護代に就任することなく、千喜久丸を名目的に在職させたまま、寛正元年(一四六〇)八月、今度は幕命で朝倉教景(孝景)と共に遠江、関東に出陣することになる。遠江では、越前の長祿合戦がほぼ終息した長祿三年八月頃から、今川治部少輔(了俊)の曾孫範将を当てる説が有力)が、井伊氏ら反斯波派国人を糾合して侵攻する構えをみせ、翌寛正元年四月には原遠江入道ら牢人も挙兵して混乱が深まっていたのである。下向後の敏光らの動向は明らかでないが、寛正二年九月、義敏失脚のあと斯波氏家督を嗣いでいた子の松王丸(のちの義良)が退けられ、渋川義鏡の子(義廉)が取り立てられると、敏光は朝倉と共に京都に召喚される。そして、このとき將軍義政は、朝倉に越中・越前に所領七か所を宛行うとともに、「越前守護代事可被仰合之由御内書」を与えたといわれ、越前守護代を朝倉に替える動きがあったらしいことが知られる。結局朝倉氏に替わることにはなかつたのであるが、敏光はこの越前守護代職改替の危機に臨み、幕府への留任運動を展開する中で、もしくは決着をみたあとで、元服前の子息を名目的守護代に就けておくことは得策ではないと判断して、自身が越前・遠江守護代に就くことにしたのであるまい。

か。ただし、越前・遠江守護代の在職徴証は、寛正二・三年の二年間まったく伝わらず、同四年十一月になって敏光の越前守護代在職が確認されるのみである。

自身が守護代に就いた甲斐敏光は、寛正四年末から翌年正月にかけての時期に、再び千喜久丸にその地位を譲る。元服もすませていない子への譲渡は不自然ではあるが、今度は、急速に政治的地位を上昇させてきた朝倉氏に対する危機意識から、早く代替わりを遂げて守護代の世襲体制を確定したかったための措置なのかも知れない。千喜久丸は寛正六年十二月に元服して、信久と名乗ることになる。

長祿合戦のあと斯波氏では、義敏の失脚、義廉の継嗣、伊勢貞親・季瓊貞葉の支援による義敏の復権、文正の政変による義敏の失脚と義廉の復職、義廉の管領就任と、めまぐるしい変転を経て、応仁の乱に突入する。当初甲斐氏は朝倉氏と共に義廉のもとで西軍に属し、東軍の義敏と対立したが、まもなく朝倉が東軍に寝返ったため、文明三年(一四七一)から、越前を舞台に朝倉・甲斐両氏の激闘が展開する。

甲斐信久は、文明三年閏八月を最後に史料から消えるので、翌四年越前で敗死したものと思われる。このため、父敏光が再び甲斐氏当主となり、以後文明五、六年と反撃を試みるが形勢は好転せず、六年閏五月の九頭竜川合戦に敗れた敏光は、上洛して斯波義廉に迎えられ、尾張・遠江勢を催して再び朝倉を攻めようとするが、西軍大名に止められた。そして翌七年になると、二月十一日には、敏光は東軍の斯波義良(松王丸)とともに將軍義尚に謁して遠江守護代職のみ安堵され、同十九日に遠江に下向していった。このことについて『県史』は、敏光は東軍の遠江守護代が欠員になったのをみて、幕府の誘いに乗ったとする(四〇五頁)。すなわち、前年(文明六年)八月から十一月まで駿河の今川義忠に見附(遠江守護所)の城を攻められた狩野宮内少輔は東軍斯波義良の守護代で、彼が十一月二十日自害したのを機に、幕府が敏光を寝返らせたとする。

しかし、狩野の立場は後述するように在国守護代と思われ、在京守護代の甲斐氏のそれとは元来レヴェルが異なる。応仁の乱後には、在京守護代と在国守護代とは同質化し、現実には統合されていくだろうが、甲斐氏に、かつての自分の被官の立場を継承する狩野宮内少輔の後任に就こうという意識が果たして生まれたか甚だ疑問である。むしろ、このときの甲斐の寝返りは、あくまで越前守護代職を朝倉氏から奪還して越前での軍事的劣勢を挽回しようとして企図されたものであって、結果遠江守護代しか安堵されなかったために、越前での活動を中断して遠江下向を余儀なくされた、と解した方が事実に近いのではあるまいか。したがって、狩野氏を、甲斐氏と同次元での守護代の歴代に数えるのは適当でない。

遠江下向後の敏光の動向は知られないが、敏光は二年後の文明九年春にも、幕

命で京都から遠江に下向している。遠江にはそれほど長くは在留していなかったことも考えられる。文明十年八月には遠江守護代としての徴証も確認されるが、翌十一年十月頃から、敏光は斯波義良と共に越前に侵攻し、二年近く朝倉氏との戦闘を続けたものの、結局同十三年九月には大敗して甲斐勢が越前から駆逐される。さらに、同十五年四月、朝倉氏景に越前守護代職、甲斐敏光に遠江守護代職が、それぞれ幕府から改めて安堵された。この幕府の措置は、甲斐氏の遠江守護代職を問題としているのではなく、越前守護代職を甲斐には認めず、朝倉氏の在職を確認するところにこそ主眼があるのであり、文明七年とまったく同じことである。要するに、敏光は最後まで越前守護代職の奪還に執念を燃やし続けながら、それが果たせず、遠江に逼塞を余儀なくされたのである。このあと甲斐氏は、駿河今川氏の攻勢の前に主家斯波氏と共に没落の道をたどることとなる。

以上本節では、遠江在京守護代歴代として、加賀島某・甲斐将教(祐徳)・甲斐将久(常治)・甲斐千喜久丸・甲斐敏光・甲斐千喜丸(信久)・甲斐敏光を提示した。

二 在国守護代

遠江における在国支配機構を検証するため、在京守護代の発給文書を別表に整理した。ここでさし当たり注目されるのは、大谷豊前入道・狩野七郎右衛門尉の兩人に宛てられている甲斐祐徳奉書・書下がNo.3・4・6の三例(狩野の代わりに甲斐兵庫助入道が入っているNo.1を加えると四例)認められることである。このような組み合わせの固定した二人による遵行体制は、越前の小守護代を想起させるものであるが、後述の如く内実は必ずしも同じではなかったようである。

狩野・大谷兩人のうち、狩野は越前で応永初年から永享期にかけて下野氏と共に小守護代をつとめた狩野新左衛門尉・同修理亮の一族であろうが、その宗家は在京して甲斐氏に近侍する氏族であった。一方の大谷は、越前で小守護代の一人下野法眼と共に堺相論の処理に当たったり、応永七年(一四〇〇)頃、守護使として、尾張で甲斐右(左)京亮入道若相と共に、あるいは単独で下地打渡に当たった大谷豊前入道玄本その人に違いない。遠江の数年前に分国となった尾張では、在京守護代のもとに在国守護代一人をおく体制を採って、両守護代とも織田氏をもって任じたが、遠江では尾張の方式ではなく越前のそれを導入したと思われる。その際、越前や尾張で守護使としての経験をもち、甲斐一族でもある大谷豊前入道と甲斐兵庫助入道を組み合わせて配置し、ついで兵庫助入道の代わりに、甲斐近臣にして越前の小守護代を出している狩野氏の一族を起用したのであろう。

さて、別表には、狩野の方が単独で在京守護代甲斐祐徳の命を受けている例がNo.5・10の二例認められる。このうちNo.5の方は、狩野の被官の違乱にかかわる

別表 遠江在京守護代発給文書

(応仁以前)

No	年月日	署判	宛人	書止	内容	出典
1	応永12.11.19 (1405)	沙弥判	甲斐兵庫助入道 大谷豊前入道	仍執達如件	村櫛荘領家方・原田荘細谷郷本家米を東寺に 沙汰し付けしむ。	百合ミ 87-2 (1364)
2	〃 13. 9.17 (1406)	沙弥在判	細江修理亮入道 (廩)	〃	徳大寺家代官をして村櫛荘本家米半済を東寺 雑掌に弁済せしむ。	〃 る 21 (1390)
3	〃 19. 8. 9 (1412)	〃	大谷豊前入道 狩野七郎左衛門尉	〃	原田荘大嘗会段銭の催促を停止せしむ。	〃 さ 100 (1487)
4	〃 20. 8.22 (1413)	沙弥(花押)	大谷豊前入道 狩野七郎右衛門尉	之状如件	初倉荘・新所郷年貢米の津出につき、毎年この 状で津料を免除せしむ。	南禅寺文書 (1505)
5	(〃)10.25	祐徳(花押)	狩野七郎右衛門尉	恐々謹言	狩野氏の被官人、初倉荘百姓の駿河小河津へ の運米に煩をなすにつき、これを禁ぜしむ。	〃 (1509)
6	〃 21.閏7.18 (1414)	〃	大谷豊前入道 狩野七郎右衛門尉	仍執達如件	初倉荘・新所郷の即位段銭京済につき、国催促 を停止せしむ。	〃 (1521)
7	〃 26. 9.27 (1419)	沙弥判	堀江三郎右衛門入道	仍執達如件	村櫛荘地頭職半済和田東方・庄内關所分等、「任先度 御遵行之旨」せて一円天龍寺雑掌に沙汰し付けしむ。	天龍寺重書目録 (1623)
8	? 10.10	祐徳(花押)	郡司御中	之状如件	初倉荘・新所郷の役夫工米京済の旨周知せしむ。	南禅寺文書 (1527)
9	? 11.15	〃	甲斐左京亮	恐々謹言	榛原(初倉荘)年貢米売買のための運送につき、 國中馬留を免除せしむ。	〃 (1528)
10	? 11.15	〃	狩野七郎右衛門尉	〃	寺家(南禅寺)、榛原本家米として京都で100貫 文納入につき、その分来年閑かしむ。	〃 (1529)
11	宝徳 3. 6.21 (1451)	常治在判	遠江両渡度	仍執達如件	鎌倉府への進物等上下向につき、天竜・橋本両 渡の違乱を止め、煩いなく勘過せしむ。	上杉家文書 (2124)

注:出典の欄の()内の数字は『静岡県史』資料編6のの史料番号。

ものであるために彼にだけ下されたとの解釈も可能ではあるが、追而書で「増先規人夫等、事繁懸候之間被申候、如何、為事実者、可被止其催也」とも記されている。狩野が守護夫賦課にかかわっていたことがうかがえる。また、No.10での狩野は初倉荘の「本家米」徴集を任務としていたことが知られるが、この本家米は、おそらく本家東寺との間で守護請が成立している、本来狩野が在地で領家南禅寺側から受け取って京都に送っていたものと思われる。守護請の実務にあたる守護被官は、守護から代官職を一種の給分として宛行われる場合が多かったと思われるが、このケースは京都で守護方が南禅寺から受け取って東寺に納めてもそれで済んでいるところから、狩野は給人としてではなく、あくまで守護の代行者として本家米徴取にかかわったにすぎないと考えられる。以上から、No.5・10はいずれも、狩野が大谷とは別に一人で守護公権を行使している事例とみられる。このように大谷・狩野の二人は、越前の小守護代のような不即不離の一体的存在ではなかったようである。一つの可能性として、狩野は初倉荘を含む東遠江、大谷が残りの西遠江という、半国ずつの地域分割をしていたことが考え得る。ちなみに、遠江ではこれより先、応永二一七年に今川了俊・仲秋兄弟で半国(東西)守護職を分有していたことがあり、東西に二分する下地はあったのである。

このように仮定すると、二人が宛人とされている四例の解釈が問題となるが、このうちNo.1・4・6の対象地には西遠江(敷智郡村櫛荘・新所郷)と東遠江(榛原郡初倉荘・佐野郡原田荘)が含まれている故に二人に下された、との説明が可能である。ただ、原田荘のみを対象とするNo.3があるので、少なくとも段銭催徴に関しては、二人が一体となって京都の守護に責任を負っていたのかも知れない。しかし、西遠江に属する長上郡蒲御厨の人々の前に、守護公権を背負って立ち現れるのは、常に大谷氏のみであった。たとえば応永三十年(一四三三)十一月九日、「守護使不入之御判」を無視して伊勢籠米段銭の配符を入れ、大使七〇人余りを入部させたとして、東大寺衆徒から名指しで訴えられたのは「大谷入道」(玄本)であった。また、享徳三年(一三五四)と思われる八月、蒲御厨の元代官応島久重による蒲検校下地買得をめぐる係争で、蒲御厨政所石田義賢は、応島が文書に強制的に判を押させたこと「大谷殿」(大谷久棟)に弁明したので、守護所は検校を召喚して対決させるべく重ねて「大谷殿より状を」出したという(後掲史料G)。すなわち、少なくとも蒲御厨に対峙する守護所には狩野氏の姿は見えず、大谷氏の存在のみが伝わってくるのである。その他、大谷玄本が周智郡一宮荘の代官在職中と思われる正長元年(一四二八)、同荘内大洞院の梵鐘鑄造に壇越として浄財を喜捨しているのも、大谷氏が西遠江を管掌していたことと矛盾しない。

以上のような状況は、常に二人の小守護代が一体となって活動する越前の在国

機構とは明らかに異なるので、遠江では、二人の在国守護代による東西地域分掌体制がしかれていたと推定しておく。

しかし、大谷氏が享徳三年を最後に史料上に見えなくなったあと、在国支配機構の権力関係に変化が認められる。まず、寛正五年（一四六四）には、大谷氏ではなく、甲斐修理亮なる者が在地で守護公権を担っていたらしいことが、次の史料によってうかがえる。

【史料E】

（端裏ウハ片カ）

甲斐修理亮殿 之種一

三寶院御門跡遠州原田庄年貢事、近年寄事於左右、原一族等不致其沙汰云々、為事実者太不可然、至代官職者被補任原宮内少輔訖、公用以下嚴密可究

濟之旨、可被相触庄家、若有致緩怠輩者、為被処罪科、可被任申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正五年十月 日 （清貞秀） 和泉守判

（政房之種） 散位判

甲斐修理亮殿

ここで甲斐修理亮は、原田莊代官職の補任に際して、庄家への年貢究済の下達、緩怠者の交名の注進を命じられており、その立場は守護公権を担うものといえる。

また、幕府奉行人連署奉書が守護に宛てられる場合、その宛所は守護当人でなければ守護代とされるのが一般的であるから、文書上のみからみれば、甲斐修理亮は在京守護代とみなすべきである。しかし、前節でみたように、当時の越前・遠江守護代正員は甲斐千喜久丸であったから、修理亮の地位は在国守護代とするのもつとも無難な解釈となろう。ただ、彼は翌六年五月までに上洛しているし、後述するように、同年七月には狩野七郎右衛門尉が遠江守護所を代表しているとみられるので、修理亮は大谷氏の地位を本格的に継承したのではなく、大谷氏の没落後一時的に在国していただけではあるまいか。なお、もし大谷氏が没落したとすれば、それまで遠江で続いた争乱、すなわち、長祿三年八月から翌年にかけての今川治部少輔や反斯波派国人らの拳兵、及び寛正二年末から翌三年三月にかけての「惣劇」に巻き込まれたか、あるいは、長祿合戦の誘因となった守護斯波義敏と甲斐・朝倉ら重臣との対立にかかわるのかも知れない。

寛正六年七月、今川治部少輔の遺領が幕府御料所とされて狩野介に預けられた際、狩野七郎右衛門尉が狩野介への協力を伊勢氏から命じられている。彼はその通称からみて、別表の狩野七郎右衛門尉の後嗣と思われる。しかし、その直後、彼は一族狩野加賀守や幕府奉公衆勝田・横地氏らによって討伐されてしまう。そ

の後「宗長手記」によれば、「当国之郡代」である狩野加賀守の子息を殺して家督を奪った狩野宮内少輔（狩野介の一族とする）が、「遠州守護代職」として府中に城を構えていたが、文明六年（注53参照）十一月駿河の今川義忠に攻め滅ぼされたという。「宗長手記」に絶対の信頼が置けない以上、右の「郡代」と「守護代職」を厳格に区別することはさほど意味がないかも知れないが、仮にならぬ事実を反映しているとするれば、たとえば、加賀守はまだ在国守護代二人制のもの守護代であったのを「郡代」と称したのに対して、宮内少輔を「守護代職」とするのは、彼の代になって一人で一国全体を管掌する守護代となっていたことを示唆しているのかも知れない。少なくとも宮内少輔が今川義忠に守護所見附府中を攻められて討滅された時点の彼の地位は、その後任に甲斐敏光が就いたと『県史』が指摘するほどのものになっていたことは認めてよからう。

以上によって、その政治的背景や系譜関係は不詳ながら、狩野氏の名跡が七郎右衛門尉→加賀守→宮内少輔と推移したこと、及び、少なくとも宮内少輔の代には狩野氏が、それまで玄本、久棟と二代続いた大谷氏に代わって見附府中の守護所を掌握していたらしいことが想定できる。そして、彼らの地位はあくまで在国守護代と呼ぶべきであることは、前節でふれた通りである。

なお、在国守護代は、これまでふれてきたように段銭や守護夫などの守護役の徴集、訴訟処理の他に、別表No.4にあるように、津料の徴集といった流通（交通）支配の一端も担っていた。ただ、それはあくまで徴税という側面が中心であったらしい。すなわち、No.11によれば、天竜・橋本という遠江を代表する交通の要衝に対する遵行命令は在国守護代を介さず、直接在京守護代から両渡に下されているし、No.9では「國中馬留」という、おそらく軍事的要請にもとづく交通規制は、中央から派遣された使節と思われる甲斐左京亮が、在京守護代の指示のもとで実施しており、国内の交通路支配が一元的に在国守護代に委ねられていたわけではない。また、四節でもふれることであるが、No.8も在京守護代から直接郡司に下達されているし、No.2の村櫛莊領家方（徳大寺方）代官に対する本家米半済の督促や、No.7の同莊地頭方半済等の打渡にかかわる遵行命令が、いずれも在京守護代から、在国守護代を経ずに堀江氏（彼らの地位については後述）に下される例が認められるように、在国守護代も、在地における守護公権のすべてを委任されているわけではなかった。このように一定の限界があったとはいえ、在国守護代が守護所を代表する存在であったことはいうまでもない。そして、狩野宮内少輔の滅亡のあと甲斐敏光が遠江守護代に任じられて下向した文明七年（一四七五）をもって、遠江では在京・在国両守護代の統合が実現したといえよう。

三 在国奉行

在国守護代大谷氏が二代目の久棟になってから、守護所に在国奉行というべき吏僚組織の存在したことをうかがわせる史料が見られるようになる。

【史料F】

尚々けんげふ方御同道あるへく候、作毛の事堅可被仰付候、上使其様三人御出あるへく候由被申候、

態状を進候、就其候て、今月一日京都より御下着候上使御同道候て、早々二御出府あるへき由被申候、是にて委細可被申候、次神明^(源清家)校方も御同道あるへく候、自作の下地作毛などからせられ候ましく候、自京都被申下候子細候間、如此令申候、尚々御延引あるへからす候、早々二御出府候て、以面可申談候由被申候、恐々謹言、

八月五日 棟清(花押)

蒲政所殿 御宿所

【史料G】

校下地之事、応嶋五郎衛門方下着候、さ候間懸御目委細可申入心中候之処二、我々方へ無御出候間、不及是非候、承候へハ、彼文書二五郎衛門方押^(判)をさせ候よし、大谷殿へ口給候ける、さ様候者、一定押判をさせ候か、校を被出候て、たいけん^(対決)させらるへく候、さ様之為落居二、重而大谷殿より状を被進候処二、預同辺之御返事候、落居之為に彼仁御出候へと申候へ共、無御出候者、けうこんにて候けり、其上者、下地を渡候へと可有御成敗候、か様二文書明鏡之上者、御渡無候事、いか体之次第候哉、仍大すミ彦左衛門口入をも仕、えんてい存知之事候間、出符候へと申候へ共、是も不罷出候、可有御成敗候、恐々謹言、

八月十七日

元貞(花押)
久忠(花押)

蒲御代官參御宿所

【史料H】

千喜久方之國へ之状案文^(端裏書)

蒲御厨之事、今度野伏兵糧米等被相懸候なる間、此方代官職之事被仰談候折節候、まつく可被停止權^(つづ)掟之由候也、恐々謹言、

十二月五日 氏信判

金平判

守護斯波氏の遠江国支配機構

不破周防守殿

津久井平左衛門尉殿

蒲御厨之事、今度野伏兵糧米等被相懸之由、東大寺被申候間、当方より被申談子細候、權掟を可被停止之由候也、

いづれも年欠であるが、『静岡』はF・Gを「享徳三年カ」とし、Hに「康正元年」との傍注を施している。この年代推定は、結論からいえばF・Gは正しく、Hは誤りである。まずFとGは、享徳三年(一四五四)に蒲御厨の元代官応島久重が蒲校源清家の所持する下村名を買得した問題にかかわるものとみられ、Fは守護所が蒲政所石田義賢に、檢校源清家による下村名の作毛刈取を厳禁させると共に、檢校と、京都より下向してきた東大寺の上使を同伴して守護所に出頭するよう命じたものと解される。またGは、このあと重ねての召喚にも蒲御厨側が応じないため、下地没収の措置となる可能性を通告したものであり、内容的にみてFや注83にあげた関連文書とも符合するので、これも享徳三年のもものとみなしてよい。Hの年代は端裏書に手がかりがある。すなわち、ここにいう「千喜久方」は越前・遠江守護代甲斐千喜久丸のことと判断される。彼は先にふれたように、長祿三年(一四五九)八月没した祖父甲斐常治のあと暫定的に守護代職を嗣ぎ、寛正二年(一四六二)十月以降のある時期父敏光に替わったものの、同四年十一月から翌年正月までの間に復職している。この文書の年代は少なくとも『静岡』のいう康正元年(一四五五)ではあり得ない。彼は寛正六年十二月四日から同月二十三日の間に元服して信久と名乗るようになるので(注47)、これ以前の守護代在職期のうちで、史料Hの年代としてふさわしいのは、今川治部少輔の遠江侵攻のあった長祿三年、あるいは、尾張でも八月に「遠州進発野伏」が徴発された翌寛正元年ではあるまいか(寛正二一六年の可能性も否定はできない)。

さて史料Fは、形式は書状ながら、文中に三か所の「由被申候」の文言を含むように、実質的には奉書とみるべきである。その場合棟清は石田義賢に守護所への出頭を命じているのであるから、真の下命者は当然守護所の実権をもつ者、つまり在国守護代でなければならぬ。その点は、発給人棟清が大谷久棟の偏諱を受けた被官らしいことを確認することで十分納得できよう。したがって史料Fは、在国守護代大谷久棟が被官棟清をして発給させた奉書の召文ということになる。

Fの一二日後に出されたGも、やはり守護所の意を伝えており、しかも連署状の形式からみて、むしろFの棟清よりGの発給人二人の方が奉行と呼ぶにふさわしいといえよう。この二人のうち久忠の「久」は甲斐将久の偏諱であろうし、文中で大谷のことを「大谷殿」とて、やや距離を置いた言い方している点も勘案

すれば、Fの棟清が大谷久棟の家人として、Gとの比較においてより私的な立場で発給しているのに対して、Gの二人は、在京守護代甲斐氏の被官という点では大谷と同等の立場にあったとさえいえるのであって、むしろ京都の守護・守護代が在地の守護所に配置した吏僚という性格であったとみることもできよう。

Hは端裏書から、在京守護代甲斐千喜久丸の奉行から守護所の在京奉行に宛てられたものとみなすことができ、宛人の二人は、あるいはGの発給人と同一人物である可能性も否定できない。在京守護代のもとに奉行がいるのもやや奇異ではあるが、当時の甲斐氏の実質的当主敏光は、遠江・関東に出陣中であつたはずであり、元服前の名目的守護代が一人京都に残っている場合、その意志を形式的に下達するためにやむを得ずとられた措置と考えることもできるのではあるまいか。

以上要するに、遅くとも享徳頃以降の遠江守護所では、訴訟審理に当たり家人の奉書によつて召文を発給する在京守護代大谷久棟と、在京守護代甲斐氏の被官某久忠を含む在京奉行とが、一定の距離を保ちながら守護公権を担っていたということになるうか。

四 郡司

前掲別表No8の宛所に「郡司御中」とある。年次は『静岡』の比定する応永二十一年(一四一四)ではないとしても、発給人甲斐祐徳の死没年月(同二十七年八月)から、同二十六年以前に限られる。斯波氏は本国越前で敦賀郡に郡代を置いたが、その時期は以前検討したように、応永二十七年以降のことと推定される。したがって、もっとも遅く分国に加わつた遠江ではあるが、越前に先だつて郡務担当者を置いたことになる。ただ、この郡司については関係史料に乏しく、その実態をうかがうことはきわめて困難である。

遠江の郡司で問題になるのは、先に検討した大谷・狩野という二人の在京守護代との関係であろう。別表No8で郡司は、榛原郡初倉荘・敷智郡新所郷の役夫工米が京済になったことを、甲斐祐徳の直状で「可被得其意」と報じられている。一方No6では在京守護代の二人が、同じ所領の即位段銭の京済につき、甲斐祐徳の奉書で「可被停止国催促」き旨の下達を受けている。この、まったく同じ所領を対象とする段銭の国催促停止に伴う甲斐祐徳からの下命において、両者の間に認められる微妙な差異が、段銭徴集における郡司と在京守護代の立場の違いを反映しているように思われる。すなわち、奉書によつて「可被停止」という直截的表現をされている在京守護代があくまで段銭徴集責任を負うのであって、単に直状で京済の事実を承知しておくように知らされている郡司の方は、現実とはともかく形式的には、あくまで在京守護代の段銭徴集業務を側面から補助するにすぎな

かつたのかも知れない。ただ、そのことがただちに両者の間に指揮命令関係があつたことを意味するものではない。そのことは、郡司が直接在京守護代甲斐祐徳の書下を宛てられていることがもつとも如実に物語っている。

別表No8によつて、少なくとも榛原・敷智両郡に、応永二十六年までに郡司が置かれたことが知られるのであるが、このうち敷智郡司の候補者としてNo7の堀江三郎左衛門入道を挙げることができる。その根拠としては、まず、斯波氏の遠江在京支配機構には在地国人の登用が見られなかつたのであり、越前に本拠を置く堀江氏が郡司に起用されることは十分に考えられること、そして、つとに秋本氏が指摘されているように、堀江氏は斯波家人で遠江に土着したほとんど唯一の例外的存在で、しかも、後述するように少なくとも三郎左衛門入道(道賢)の直系は確実に土着していること、などである。

No7の甲斐祐徳遵行状は、同月三日甲斐祐徳宛守護斯波義淳書下(但し「任被仰出之旨」の文言を含み、同内容の同年五月二十一日斯波義淳宛幕府御教書もある)ので実質的には守護遵行状とみてよい)を受けて下されたもので、宛人堀江三郎左衛門入道は、同年十月七日天龍寺上使に宛てて当該所領を渡付する打渡状を發給している道賢その人である。すなわち、半済等打渡の幕命が、幕府↓守護↓在京守護代↓堀江道賢というルートで下達されていて、在京守護代でない道賢の地位を敷智郡司とみなすことはそれほど無理なことではない。ただこの場合、彼はこの時まで、ここで打渡対象となつている村櫛荘の半済給人であつたと思われる。すなわち、彼は応永十八年当時村櫛荘天龍寺方(地頭方)半済給人で、同年東寺から同荘徳大寺方(領家方)代官職に任じられている。代官職の方は翌年別人が任じられてその地位は失うことになるが、村櫛荘地頭方の半済が解消されるのは、永享十一年(一四三九)の二〇年前、つまり応永二十六年であり、No7を含む一連の遵行はまさにその半済解消の際のものと考えられる。とすれば、彼がここで名宛人とされているのは、当事者、つまりそれまでの半済給人であるが故であつた可能性もあるもので、この文書のみで彼を郡司と断定することは正しくない。

しかし、文明十三年(一四八二)とされる年欠六月二十一日小笠原宛藤原(甲斐)威邦書状に「國之時宜伯父八郎右衛門尉(甲斐敏光)・堀江三郎左衛門尉可申入候」とあつて、応仁の乱後の遠江で、三郎左衛門尉を通称とする堀江氏が甲斐敏光と共に斯波氏重臣として活動していることが確認され、文龜元年(一五〇一)には、堀江三郎左衛門尉為清が、浜名郡の金剛寺に対して質物の担保を棄破し、寺領として寄進している。これらは、先の三郎左衛門入道道賢の系統の堀江氏が遠江に土着したことを物語っている。なお、遠江に土着した堀江氏は道賢系以外にもいたことは事実であり、享徳四年(一四五五)当時引佐郡都田御厨下方の年貢を押領

していた地頭「堀江方」、文明十年浜名郡浜名神戸の代官として年貢未進を訴えられた堀江小猿、長享二年（一四八八）から延徳二年（一四九〇）にかけて、敷智郡新所郷への押妨を幕府から停止されている「堀江」らのすべてが道賢の後嗣とは限らない。ともあれ、単なる半済給人や地頭、代官ならば、代官の派遣でも事足りるので必ずしも在国が必須の要件とはならないが、郡司に任じられれば、自身の在国が求められることとなる。応永二十六年（一四一九）以前に敷智郡に郡司が置かれたことが事実であり、かつ、その後も敷智郡を中心とする西遠江に勢力を保ち続けていた堀江一族の中に道賢の直系が含まれていたことが否定できないとすれば、幕命による一連の遵行過程に位置づけることも可能な別表No.7の道賢を敷智郡司の有力な候補とみなすことは、それほど荒唐無稽ではなからう。

堀江道賢が応永二十六年当時、本拠を越前から遠江に移していた可能性を示す史料がある。それは応永二十五年五月日道賢申状で、越前国河口荘荒居郷政所職・満丸名以下の所職を興福寺福智院榮舜から否定されそうになった道賢が、これに反駁したものである。そこには榮舜が難じている道賢の具体的行為が引かれているが、そのうち時期を特記しているのは、①給人の請取が不分明である、②満丸名の所務につき請文に及ばず狼藉を働いた、③給人の使節を追い立てた、という三件であり、①は応永十四年、②③は「去年」（同二十二年）のこととしている。これらから、榮舜が問題にしている道賢の河口荘における活動は応永二十三年までのことに限られるとも考えられる（断定は困難）。憶測をもう一つ重ねれば、道賢が応永二十四年かその翌年頃越前国河口荘から離れて遠江に郡司として下国したことを好機とみて、榮舜が道賢の所職奪取を試みて訴訟を起こした可能性もゼロではないように思われる。なお、道賢の持っていた荒居郷政所職は、永享九年（一四三七）には「堀江本庄殿」が在職していた。これが道賢の嗣子であるのか、それとも別の堀江庶家であるのか判断しかねるが、後者であれば道賢は河口荘の所職を失っていたことになり、遠江移住を強く示唆するし、たとえ前者の場合であっても、この時の河口荘各郷の政所在職者には、溝江郷・兵庫郷の守護代甲斐常治をはじめ、在京していたことが確実な新郷の織田主計など、明らかに在国していない者がいるから（おそらく政所正員はすべて在国していなかったとみられる）、道賢が遠江に下ったことを否定することにはならない。

なお、別表No.2の宛人堀江修理亮入道の立場については、今のところ明示し難い。No.7の堀江道賢と同じく敷智郡司とみなす余地もなくはないのであるが、彼は、応永十一年村櫛莊徳大寺方の東寺米を徴収した史料Bの発給人堀江と同一人物で、同所の半済給人であった可能性もある。したがって、ここでは彼を堀江道賢の前代の敷智郡司と断定することは差し控えておきたい。

以上、きわめて薄弱な根拠ばかり連ねながら、一つの仮説として、応永二十四年頃に、越前国河口荘に本拠を持つ堀江一族の三郎左衛門入道道賢が遠江敷智郡司に任じられて下国し、その後嗣はそのまま遠江に土着したことを提示した。

なお、越前の郡代は敷智郡でしか見られなかったし、尾張でも、名辞としての「郡司」は見えてもその実態がきわめて不明瞭であるように、遠江でも必ずしも国内のすべての郡が等しく行政単位とされたとは限らず、別表No.8に徴される敷智・榛原両郡以外に、果たしてどれほど置かれていたか、また、どこまで恒久的の制度として機能したかは疑問である。総じて、斯波氏分国の支配機構における郡司制のもつ意義は、さほど大きなものではなかったと思われる。

むすび

もっとも遅く斯波氏の分国となった遠江では、大谷・狩野両氏が在国守護代として分国支配の中核を担い、明証は得られないものの、守護所見附府中に配された大谷氏が西半、狩野氏が東半という地域分掌体制をとっていた可能性がある。大谷氏が甲斐一族、狩野氏が甲斐近臣という、両氏ともに在京守護代甲斐氏ときわめて近い関係にあった。また、遅くとも享徳三年（一四五四）頃には守護所に在国奉行が置かれ、そこにはやはり甲斐氏の被官と思われる者（久忠が含まれていた。このように、越前と同様この国の支配機構にも、甲斐氏の大きな影響力を認めることができる。その後寛正五年（一四六四）頃には在国守護代一方の狩野氏がもう一方の大谷氏に代わって守護所を掌握することで、在国守護代二人制は終焉を迎えたとと思われる。郡司は斯波氏分国の中でもっとも早い応永二十四年（一四一七）頃から見られ、敷智郡司の可能性がある堀江道賢が在京守護代からの遵行命令を直接受けるなど、在国守護代に対する一定の自立性がうかがえるものの、設置範囲や権能、在職者名などその実態については不明な点が多い。しかし、秋本氏の指摘にもあるように、総じて遠江国人が在国支配機構に起用された形跡はなく、旧来の斯波家人によって遠江における守護公権が担われていたことは間違いない。このような傾向は、比較的遅く分国に加わった国に共通するものであるが、遠江の場合の特徴として、越前と同様守護代甲斐氏の影響力がきわめて大きい点が挙げられる。『県史』が「守護代以下でも在京のまま分国支配にかかわる者が多い」ことが可能であった背景として、京都と在地を結ぶ活発な交通を挙げているのは妥当な説明ではあるが（三九九頁）、より本質的には、室町幕府守護体制、荘園制のもつ重みがかかる守護支配体制を支えていたのである。しかし、応仁の乱後は守護・守護代の在京を許さなくなる状況が生まれるようになる。文明七年（一四七五）在国守護代狩野宮内少輔の没落後、甲斐敏光が遠江守護代職

を安堵されて下向し、兩守護代が統合されたのは、越前奪還のための態勢づくりだったとしても、もはや、職の体系の源泉たる「京都」の重みに依存した守護支配体制が存立しなくなりつつあったことを物語るものに他ならない。

注

- (1) 秋本太二「遠江に於ける守護領国支配の推移―駿河今川氏の没落を中心として」(『地方史静岡』二、一九七二年)。以下注4までの四氏の所論はすべてそれぞれ注1―4の論著によるものとし、いちいちの注記は省略する。
- (2) 小川信「足利一門守護発展史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)、五一―五頁。
- (3) 吉井功兒「遠江国守護沿革小稿」(建武政権の国守・守護および室町・戦国期の守護)、『駿河の今川氏』第八集、一九八五年。
- (4) 森田香司「守護被官の在地支配―遠江・堀江氏を事例として」(『地方史静岡』一六、一九八八年)。
- (5) 『静岡県史』通史編2中世(一九九七年)、第二編第二章第四―六節(山家浩樹・村井章介・家永遵嗣氏執筆)、第四章第二―五節(永村眞・村井氏執筆)。
- (6) (応永十年)九月六日今川法高(泰範)書状(南禅寺文書、『静岡県史』資料編6、一三三二号以下『静岡』一三三二の如く略記)。
- (7) 今谷明氏は、駿河今川氏の遠江国小笠(城東)郡守護在職を想定された(守護領国に於る国郡支配について)『千葉史学』創刊号、一九八二年、のち同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、所収。
- (8) 吉井氏は、注3前掲論文で今川泰範の守護職を遠江東半国とされたが、その後、同『中世政治史残篇』(トーキ、二〇〇〇年)で「拙旧説を翻し、河村説(注10拙稿)に従いたい」(四一―八頁)とされている。
- (9) 小和田哲男氏は、斯波義教が完全に離職して今川泰範に還補されたとされる(駿河今川一族)『新人物往来社』、一九八三年、七五頁。
- (10) 拙稿「南北朝・室町期遠江守護沿革に関する若干の問題―とくに分郡守護の存否をめぐって」(『政治経済史学』三四八、一九九五年)。
- (11) ただし、前注拙稿を参照されていない。
- (12) 『東寺百合文書』ミ函五九号 以下「東寺百合文書」については、すべて京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の函名と文書番号によって、「百合」ミ五九の如く示す(『静岡』一三六四)。
- (13) 『百合』さ八六、二、さ八七、一。
- (14) 秋本氏は注1前掲論文の表「遠江守護代甲斐祐徳遵行状(応永年間)」(四九頁)の「(典拠)史料」欄に「東寺百合文書さ一之七」として、折返奥端書
- を欠く二通の案文(前注)のいずれかを参照されたとと思われる。
- (15) 甲斐氏については、拙稿①「南北朝期における守護権力構造―斯波氏の被官構成―」(『若越郷土研究』一三三―一四、一九七八年)、②「畿内近国における大名領国制の形成―越前守護代甲斐氏の動向を中心に―」(『史学研究』五十周年記念論叢)日本編、福武書店、一九八〇年)など参照。
- (16) 『県史』がすでに指摘しているように(三九〇頁)、『経覚私要鈔』(以下『経覚』と略記)によると、経覚が甲斐氏に進物を贈呈する場合、ほとんどいつも加賀島氏にも贈っているし、宝徳二年(一四五〇)六月二十四日条には「甲斐美乃入道(常治)母逝去之間、嵯峨二令住之間、加々嶋以下不及返事」とあって、甲斐氏と加賀島氏の親密な関係がうかがえる。また、享徳元年(一四五二)七月、甲斐氏家人高木重秀が東寺領遠江国原田莊細谷郷代官職を請負うに当たって、高木から年貢を受け取って東寺に取り次ぐことを保証している加賀島久元なる者がいる(『百合』セ三八、『静岡』二一五六)、この「久」は甲斐將久(常治)の偏諱であろうから、高木と同じく甲斐の被官とみてよい。寛正二年(一四六一)十月から翌年十二月にかけて、加賀島入道全平なる者が応島久繁との連署で、醍醐寺領越前国河合莊年貢送状を多数発給しているが(『福井県史』資料編2以下『福井』2の如く略記)、醍醐寺文書一二二―一六・一八―一二五号)、その花押(『福井』2巻末「花押・印章一覽」47)と久元のそれは、形状は若干異なるものの運筆は一致しており、両者は同一人物と思われる。なお、連署相手の応島久繁の「久」も甲斐將久からの偏諱であろう。
- (17) 斯波氏の尾張守護職補任は、前任者畠山基国が応永の乱の論功行賞で紀伊守護職を拝領したことに伴う人事であるとする小川氏の指摘(注2前掲書、五一―三頁)を前提にすれば、乱の終息する応永六年十二月以降、すなわち翌年正月を上限とするのが穏当であろう。また、上村喜久子氏が指摘された如く(『尾張における守護支配』『清洲町史』一九六九年)、大徳寺如意庵領尾張国松枝莊破田郷に関する、応永七年三月日同庵雜掌宗勝申状案(大日本古文書『大徳寺文書』三一〇九号)に「當御代安堵寺家給」と見えるのが斯波氏の尾張守護在職の初見であるが、守護の交替に伴う安堵申請であることから、交替の時期はこの応永七年三月をあまり遡らない時期とみてよからう。
- (18) 応永七年三月二十四日和田隼人丞・古沢弥三郎宛藤原重教遵行状(『大徳寺文書』三一〇八号)。なお、斯波氏時代の尾張守護代については、拙稿「斯波氏守護在職期における尾張守護代沿革小稿」(応永七年)応仁二年の在京・在国守護代(『柴田一先生退官記念』日本史論叢)一九九六年)で考証した。
- (19) 応永七年四月二十六日甲斐右京亮入道・大谷豊前入道宛甲斐祐徳遵行状

〔大徳寺文書〕三二一〇号。

(20) 年欠七月二十日織田教広書状〔大徳寺文書〕三二二〇号。本文書の年代が応永九年であることは、注18前掲拙稿で論証した。

(21) 注18前掲拙稿注6で指摘したことであるが、甲斐氏の本姓は藤原であること(注96文書や注105所引「相国寺供養記」など)、甲斐教光・将教父子二代にわたって「教」字を用いていること(「福井」2、醍醐寺文書七四号)などが根拠である。

(22) 「吉田家日次記」応永八年二月十八日条〔史料〕七 四、九〇七頁。

(23) 斯波氏(義種・義将)の信濃守護在職徴証がある至徳元年(二三八四)～応永五年の守護代としては、二宮信濃守氏泰と同越中入道是随の二人が確認されている(注15前掲拙稿①)。

(24) 「吉田家日次記」応永八年四月二日条〔史料〕七 四、九〇八頁。

(25) 二宮氏の加賀守護代在職徴証は、明徳二年(二二九二)六月〔加能史料〕南北朝Ⅲ、三二九頁、「室町家御内書案」から、応永十九年五月〔加能史料〕室町Ⅰ、三一五頁、天龍寺所蔵臨川寺文書まで多数ある。

(26) 「百合」三五九〔静岡〕一二六四。

(27) 応永十三年「最勝光院方評定引付」八月四日条〔百合〕二一、〔静岡〕一三九〇。

(28) 小川氏は応永十二年七月の斯波義教の管領就任に伴って遠江守護に就任したと想定され、森田氏もこれに従っておられるが、『県史』が指摘するように(二三八七頁)、義教の遠江守護在職徴証は同年五月に認められるから〔静岡〕一三五二、小川・森田説は成立しない。なお、一井氏は越前で小守護代として見える氏族である(「福井県史」通史編2、四六八頁)。

(29) (応永十二年カ)十月二十日高井法眼(祐尊)宛清延書状〔百合〕と二三五・え一三二、〔静岡〕一三六二に「去年分守護方責取候了、仍彼請取可進寺家之由、被仰出候間、令召進之候」とある。森田氏は、史料Bを、東寺雜掌が一〇貫文を受け取った旨を細江(堀江)某が知らせたもので、奥の花押は堀江の遠江入部を円滑にしようとして甲斐が添えたものとされているが、従えない。

(30) 斯波義将の政治活動については、臼井信義「足利義持の初政と斯波義将」〔駿台史学〕四、一九五四年)、小川氏注2前掲書、第二編第三章「斯波義将の分国支配と管領斯波氏の成立」(特に五〇二～五〇三頁)参照。

(31) 「百合」さ一〇〇〔静岡〕一四八七。

(32) 「百合」フ八三〔静岡〕一四八六。

(33) 「百合」え一〇三〔静岡〕一四八五。

(34) 以下、甲斐氏の越前守護代在職徴証については、基本的に小泉義博「十五世紀の越前守護代」(『一乗谷史学』七、一九七四年)に拠っている。

(35) 『看聞日記』応永二十七年八月十六日条。

(36) 『大乘院寺社雜事記』(以下『雜事記』と略記)長祿三年八月十三日条。

(37) 長祿三年八月十三日興福寺雜掌宛幕府奉行入連署奉書〔雜事記〕長祿三年八月十八日条所引に「甲斐美濃入道遺跡事、八郎(敏光)在陣之間、被仰付千喜久了」とある。

(38) 長祿合戦については、鈴木良一「応仁の乱」(岩波新書、一九七三年)二二～二八頁、注15前掲拙稿②、『福井県史』通史編2、第三章第六節「長祿合戦」(松原信之氏執筆)などが通説的概論であるが、近年家永遵嗣氏は、長祿合戦を単純な斯波氏家中の権力闘争としてではなく、將軍義政の関東征討、及び義政の有力守護圧迫政策との関連において鋭く分析されている(『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史研究室、一九九五年、二二二～二二三頁)。

(39) 寛正元年八月、大乘院尋尊との間で八朔の贈答をおこなった甲斐氏は千喜久丸であった(『雜事記』寛正元年七月三十日・八月一日条)。この直後甲斐敏光は朝倉教景と共に、京都から出陣していると思われるので(次注)、八朔当時は敏光は在京していたことになり、当時の甲斐氏名跡はまだ千喜久丸のもとにあったと理解できる。

(40) 『雜事記』長祿四年八月十日条。家永氏は、長祿二年以前から、長祿合戦期と遠江の内乱期を除いて、斯波氏分国の軍勢が幕府による古河公方圧迫のために関東に動員されていたことを論証された(注38前掲書、二二六～二二七頁)。

(41) 長祿三年八月九日幕府奉行入連署奉書(南禅寺文書)、『静岡』一三四四。

(42) 長祿四年四月二日幕府奉行入連署奉書(東大寺文書)、『静岡』一三五七。以上の記述は、秋本氏注1前掲論文、『県史』三七九～三八三頁など参照。

(43) 『雜事記』寛正二年九月二日・十月十六日条。なお、斯波義廉の継嗣は、通説にいう甲斐や朝倉による擁立ではなく、関東で古河公方と対峙している堀越公方府の重臣渋川義鏡の子を斯波氏家督に据えることによって、遠江をはじめとする斯波氏分国勢を渋川氏の指揮下におこうとする將軍義政の施策とみなす卓見が家永氏によって示されている(注38前掲書、二二五～二二六頁)。

(44) 『雜事記』寛正二年十月十七日条。

(45) (寛正四年)十一月十二日一井出雲入道・平右馬新左衛門尉宛甲斐好(敏)光奉書〔雜事記〕寛正四年十一月三十日条、同年同月二十七日同人宛甲斐敏光遵行状〔雜事記〕同年十二月三日条。

(46) 寛正五年正月二十五日甲斐千喜久丸宛守護斯波義廉遵行状〔福井〕2、広

島大学文学部国史学教室所蔵猪熊文書六号)。

- (47) 『斎藤親基日記』寛正六年十二月三日条に「甲斐千菊」と見え、同年十二月二十四日には「信久」の署名で越前小守護代(一井出雲入道・平右馬新左衛門尉)に宛てて遵行状を発給している(『雑事記』寛正六年十二月二十七日条)。
- (48) (文明三年)閏八月二十八日信久書状(『福井』8、西福寺文書三三七号)。この文書については、小泉氏注34前掲論文参照。
- (49) 『雑事記』文明四年八月二十日条に「去六日府中衆・甲斐以下没落、朝倉与合戦故也」、『経覚』同年八月十九日条に「又或者云、甲斐八郎年少者也、令生涯歟云々」とあるので、八月の府中合戦で「生涯」となった「年少者」たる甲斐八郎が、元服して七年経つ信久とみられる。ただし、『経覚』同年六月二日条には「則甲斐因幡八郎次郎・同八郎切腹云々」ともあり、信久の死没の期日は確定できない。
- (50) 応仁の乱中の越前の情勢については、『福井県史』通史編2、第四章第一節「応仁の乱と朝倉・武田氏」のうち六一八―六三〇頁(松原信之氏執筆)参照。
- (51) 『雑事記』文明六年閏五月十五日条。
- (52) (文明七年)二月二十四日松林院兼雅書状写(『雑事記』裏文書、『静岡』二六一八)。
- (53) 『宗長手記』(『静岡』二四九四)。「静岡」はこの記事を寛正六年としているが、つとに秋本太二氏が正しく指摘され、小和田哲男氏も述べておられる如く(注9前掲書、一三六―一三七頁)、この記事は文明六年の状況を述べているものである。おそらく寛正六年の今川治部少輔の没落や、それに続く狩野七郎右衛門尉討滅と混同しているであろう。
- (54) 『補庵京華後集』(『静岡』二六四五)。
- (55) 文明十年八月十六日甲斐八郎左衛門尉(敏光)宛幕府奉行人連署奉書写(『惣官家旧記』、『静岡』二六五五)。なお、「八郎左衛門尉」の「左」は「右」の誤写であろう。
- (56) 『雑事記』文明十一年十月三十日条から同十三年十月六日条まで多数関係記事がある。
- (57) 『雑事記』文明十五年四月三十日条。
- (58) 室町期越前の小守護代は、小泉氏によれば、狩野・下野・狩野・池田・一井・池田・一井・甲斐・一井・平右馬という、常に二人の組み合わせで推移している(『福井県史』通史編2、第三章第一節三「越前の支配機構」四六八頁、表26)。
- (59) 秋本氏は、尾張狩野氏の一族とされるが、尾張の狩野氏は越前から来住し

たものと考えられる。小泉氏は、狩野氏の出自について、加賀国江沼郡の狩野氏に求められている(前注前掲書、同頁)。ただ、狩野一族の本貫地は伊豆国狩野荘であり、遠江の狩野氏も、越前から来住したとはいえ、伊豆・駿河の狩野氏とは一族意識を有していたと思われる。

- (60) 『老松堂日本行録』(岩波文庫、村井章介氏校注)によれば、応永二十七年朝鮮回礼使宋希環が来日した際、「甲斐殿は其の管下の狩野殿の軍伴二十人を以て守護し」とか(一一九頁)、「騰(狩野)は甲斐殿の軍伴なり」とあり(一三八頁)、甲斐氏に近侍した被官であったことが知られ、これが狩野氏の宗家とみられる。
- (61) 年欠八月九日大谷豊前入道・下野法眼宛甲斐祐徳書状(松岡久人編『広島大学所蔵猪熊文書』一、青蓮院文書六〇号)。
- (62) 『大徳寺文書』三二一〇―三二一五号。なお、大谷豊前入道の法名は、「御前落居記録」永享四年(一四三二)十二月二日条(『静岡』一七八三)に「(一)宮莊」先代官大谷豊前入道玄本」と見える。
- (63) ただし、長祿二年から同四年の間は在国守護代が三人(すべて織田氏)になつたと思われる(注18前掲拙稿)。
- (64) 『看聞日記』永享十年九月二十四日条に「遠江国人大谷^{甲斐}」とある。
- (65) 『県史』は、応永十年(一四〇三)守護今川泰範が進藤遠江守に初倉莊本家米納入を命じている事例(注6文書)などを挙げて、「守護被官による本家米の請負」とされているが、別表No10の例にはふれていない。
- (66) 秋本氏注1前掲論文、吉井氏注3前掲論文、『県史』三三七―三四八頁など。
- (67) 応永三十年十一月日東大寺衆徒僉議事書案(東大寺文書、『静岡』一六七三)。
- (68) 宝徳二年(一四五〇)八月日大谷久棟蒲御厨代官職請文(東大寺文書七/一三三、『静岡』には未収録)の判別の部分の注記に「甲斐美濃入道代大谷豊前守」とあり、これまでに大谷氏の代替わりがあったこと、豊前入道玄本の嫡子の実名が久棟であること、及び彼の地位が守護又代(在国守護代)であることがわかる。なお、『静岡』及び『県史』(五五六頁)は(甲年)正月十三日大谷豊前守宛東大寺油倉盛祐書状案(東大寺文書、『静岡』一九八二)の年代を永享十二年(一四四〇)としている。この比定が正しければ、大谷氏の代替わりはこれ以前となるが、文中の「抑彼在所先年御存知事候」の部分は、本注冒頭の大谷久棟請文にかかわるものと思われるので、この文書は宝徳四年とすべきである。
- (69) 正長元年八月十五日橘谷山大洞禪院大鐘銘写(『静岡』一七〇五)。大谷玄本が一宮莊代官であったことは、注62の「御前落居記録」の記事参照。
- (70) 『百合』サ一五二(『静岡』二四五九)。
- (71) ただ、甲斐修理亮を在国守護代とすると、幕府奉行人奉書が、在京守護代

の頭越しに在国支配機構に下達されるという、あまり類例のないケースとなつてしまい、その説明が困難ではある。しかし、修理亮を在京守護代とする不自然さの方がより大きいので、一応このように解釈しておく。

(72) 『親元日記』寛正六年五月十九日条に「甲斐修理亮上洛已後、御母御方江始テ御禮被參候」と見え、これ以前に上洛していること、したがってその前は在国していたことがわかる。

(73) 甲斐修理亮は上洛後そのまま在京して、応仁の乱勃発時には管領斯波義廉のもとに祇候していたらしく、「安位寺殿御日記(井上鋭夫編『北国庄園史料』福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会共刊、一九六五年、所収)文正二年(一四六七)二月五日条によると、同年正月二十七日大和国人古市胤栄が斯波義廉と飲食を共にした際、甲斐八郎衛門(敏光)らと並んで、甲斐修理亮も列座していた。

(74) 秋本氏注1前掲論文、「県史」三八〇―三八一頁、家永氏注38前掲書、二二六―二六五頁など参照。

(75) 『親元日記』寛正六年八月二日条(『静岡』二四七〇)。

(76) 『今川記』(『静岡』二四七二)はこの七郎右衛門尉を伊豆国住人とする。

(77) 『親元日記』寛正六年十月二十四日条(『静岡』二四九三)。

(78) 『静岡』二四九四。

(79) 森田氏は、甲斐左京亮は斯波氏の守護就任と同時期に遠江に入部したとされるが、彼や彼の後嗣と思われる甲斐左京亮が斯波義淳と義廉のもとで管領使者として活動している(『満濟准后日記』永享四年二月二十四日・同月二十九日条、『親元日記』寛正六年四月七日・同年八月二十三日条など)、この左京亮家は在京を常態とする被官とみられる。そして、たとえば寛正六年二月、將軍義政の「花御覽要脚上使(段錢徴集使)」として越前に下向しているように(『親元日記』寛正六年二月十八日条)、必要に応じて京都から派遣されることもあるので、別表No.9もそうした早い事例とみてよからう。

(80) 東大寺文書(『静岡』二二八八)。

(81) 東大寺文書(『静岡』二二九一)。

(82) 東大寺文書(『静岡』二二三三)。

(83) 享徳三年五月以前に応島が下村名を買得すると、かつて不法の限りを尽くして代官職を解任された応島の入部を恐れた惣公文多母木清宗が東大寺に對策を訴えたため、結局東大寺が同名を買得することになっている。この間、下地の打渡を求める応島とあくまで渡すまいとする蒲御厨・東大寺側の攻防が、守護所法廷を舞台に展開したのである。これらの経緯を伝える関連文書で享徳三年

のものと思われるものは、いずれも東大寺文書で、①五月十四日多母木清宗書状(『静岡』二二八五)、②七月二十三日宗賢書状案(同、二二八七)、③史料F、④八月七日蒲御厨西方諸公文等申状(同、二二八九)、⑤史料G、⑥享徳三年八月二十五日蒲御厨檢校源清家下村名貢錢契約状(同、二二九二)、の六通あり、⑦が年代比定の決め手となる。

(84) 長祿三年八月九日幕府奉行人連署奉書(南禅寺文書、『静岡』二三四四)に「今河治部少輔并井牢人已下事、近日令出張可打入遠江国旨風聞云々」とある。

(85) 長祿四年八月五日織田輔長奉書案(大徳寺文書)三一六一号に「如意庵領当国破田遠州進野伏事」(長祿四年)八月十五日織田輔長書状案(同文書、三一六二号)に「如意庵領当国破田内宮段錢并遠州進野伏事」と見える。

(86) 『静岡』は、綱文で発給人棟清自身の命と解釈しているが、正確ではない。

(87) 『静岡』は文書名を「斯波家奉行人連署問状」とするが、より正確を期そうとすれば、「遠江在国奉行人連署問状」とするのが妥当ではあるまいか。なお『県史』は、史料Fについて「差出人の性格が不分明」としつつ、「見付府中の守護所の出した文書であろう」としている(三九九頁)のは正しい。

(88) 『静岡』・『県史』(三九一・三九七頁)はNo.8・9を応永二十一年としているが、これは、あるいは櫻井景雄・藤井学共編『南禅寺文書』上巻(法蔵館、一九七二年)が、この文書を含む年欠の甲斐祐徳奉書(書下三通(一一一―一一三号)、別表No.8・10)を、応永二十一年閏七月十八日甲斐祐徳奉書(一一〇号、『静岡』一五二二)と同年九月二十日上乗院門跡道朝法親王令旨(一一四号)の間に収載していることに影響されたのであろうか。しかし、同書は、問題の文書に「コノ文書以下三通ノ文書、年紀ヲ欠ク、前號文書(問題の文書)差出人ト同一ナルニヨリ、暫ク此處ニ取ム」との注を付して(一一九頁)、応永二十一年と推定しているわけではなく、No.8・9ともに年未詳とすべきである。ちなみに、応永二十一年には即位段錢の賦課は所見があるもの(『史料』七一〇、二二六―二二七・二五五―二五六・二六二―二六三頁、『静岡』一五二二など)、役夫工米賦課の事例は管見に入っていない。

(89) 拙稿「南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題」(四)(『若越郷土研究』四四―三、一九九九年)。論拠は、応永二十七年と推定される、年月日欠片山重信寄進状(『福井』8、西福寺文書七二二)によって、この頃の敦賀郡では、所領の安堵申請に際して小守護代の注進状の備進が求められていたことが知られ、のち設置され、寺領安堵にもかかわった郡代がまだ配置されていないことがうかがえることである。

(90) 天龍寺重書目録(『静岡』一六二二)。

(91) 天龍寺重書目録〔静岡〕一六一九。

(92) 天龍寺重書目録〔静岡〕一六二四。

(93) 応永十八年「最勝光院方評定引付」九月十四日条〔百合〕る二五、〔静岡〕一四七一。

(94) 応永十九年六月八日徳大寺家政所藤原某村榑莊領家方本家米請文案〔百合〕サ二七、〔静岡〕一四八一。

(95) 永享十一年三月十九日田根性祐書状〔百合〕テ一〇一、〔静岡〕一九六六に「天竜寺領遠州村榑莊半濟事、及廿ヶ年寺家一円知行之分候」とあり、永享十一年の二〇年前は応永二十六年に当たる。

(96) 勝山小笠原文書〔静岡県史〕資料編7、一六。

(97) 古按写〔静岡県史〕資料編7、三二一。

(98) 『親元日記』寛正六年十二月二十九日条〔静岡〕二五〇四によれば、遠江の堀江孫右衛門尉なる者が伊勢貞親に「身上事」を嘆願しているが、ときあたかも貞親の奔走で赦免が決定していた斯波義敏が、元来甲斐・朝倉らと対立していたことを勘案すれば、この孫右衛門尉は三郎左衛門家とは別家で、反甲斐派に属していたとみられる。また、「宗長手記」や「今川家譜」〔静岡県史〕資料編7、三〇三・三〇五によると、かつて道賢が半濟給人であった數智郡村榑莊に要害を構え、文亀元年（一五〇一）頃今川氏に攻められた堀江氏は三郎左衛門ではなく下野守を称していたらしい。

(99) 「宮司公文抄」〔静岡〕二二一七。

(100) 文明十年八月十六日幕府奉行人連署奉書〔惣官家旧記〕〔静岡〕二二六五四及び注55文書。

(101) 長享二年十一月二十七日幕府奉行人連署奉書・延徳二年八月二十九日幕府奉行人連署奉書（ともに南禅寺文書、〔静岡県史〕資料編7、二二六・一四六）。

(102) 『福井』2、福智院文書七号。

(103) 「寺門事条々聞書」〔史料〕七二二、二九四―二九九頁に、応永二十一年当時の河口莊荒居郷政所職として見える堀江三郎左衛門は道賢その人とみられる。なお、堀江氏については、『福井県史』通史編2、第三章第三節「国人層の活動」（大原陵路氏執筆）五二―五二六頁に詳しいが、道賢を本庄郷公文堀江石見入道としているのは誤りである。

(104) 「諸莊段錢注文」〔注73前掲〕『北国庄園史料』所収。

(105) 堀江本庄氏は、その名から推して河口莊本庄郷の郷名を称する堀江庶家であるが、本庄郷公文職は、応永二十一年が堀江石見入道〔注103前掲〕「寺門事条々聞書」、永享九年がその子と思われる堀江石見である〔前注〕。この堀江石

見その人、もしくはその子が、長祿合戦で守護方の主将として甲斐氏と戦い討死した堀江石見守利真であろうし〔雑事記〕長祿三年八月十八日条。石見守の実名は『経覚』長祿三年正月二十二日条による）、明徳三年（一三九二）の「相国寺供養記」（『群書類従』二四〇家部）に斯波満種の隋兵として見える斎藤石見守藤原種用が堀江氏と見られることなどから（論証は省略。『福井県史』通史編2、五一―四頁参照）、石見守家が堀江一族の本宗家とみられる。堀江本庄氏はこの石見守家から分出した家である可能性も否定できないが、道賢の嗣子が引き続き荒居郷を継承したととらえることもできる。その場合、本庄氏を称した理由として、道賢の所持した満丸名が、本来は河口莊全体に散在した別名の一つであったと思われるものの、室町期の史料では本庄郷にしか所見がなく〔前掲〕『北国庄園史料』所収「河口庄田地引付」「河口庄綿両目等事」「三箇院家抄」「諸濟物事」、したがって、道賢の本拠地はむしろ本庄郷にあったと考えられることが挙げられる。なお、この本庄氏は、長祿合戦では本宗家の石見守利真に叛して甲斐方に属したために〔雑事記〕長祿三年八月十八日条、その後も所職を保持し、文正元年（一四六六）にも荒居郷政所に在職していた〔雑事記〕文正元年七月一日条。

(106) たとえば、『建内記』文安四年（一四四七）五月二十八日条によると、甲斐常治の邸宅が、おそらく反甲斐派斯波被官のために放火された際、甲斐は織田主計入道（浄祐）邸に寓居していたといひ、甲斐と織田浄祐の親密な関係とともに、浄祐が在京を常態としていたことが知られる。なお、浄祐は応永二十年（一四二二）から永享七年（一四三五）まで二二年間、遠江国原田莊細谷郷の代官にも在職していた〔県史〕五三八頁。

(107) 尾張に郡司が置かれ、在国守護代の下位にあつて段錢徴集にかかわっていたらしいことは、尾張在京守護代織田久広が、在国守護代織田五郎に宛てて北野宮寺領下浅野保（丹羽郡）に対する段錢催促停止を命じた嘉吉三年十一月二十二日付遵行状、及び文安元年閏六月二十三日付遵行状〔史料纂集〕『北野社家日記』七、「社家条々引付」六七・七二―七三頁に、「奉行并郡司可申付由候也」（二通とも同文言）とあることから知られる。しかし、中島郡の妙興寺領、葉栗郡の松枝莊破田村の段錢に関する史料を豊富に含む妙興寺文書〔新編一宮市史〕資料編五）、「大徳寺文書」には、郡司の存在を示唆する文書がまったく見当たらず、少なくとも、尾張全体に郡司が置かれたとは考えられない。

(108) 注15前掲拙稿②で、国人にとつて在京することは、請負代官職を獲得するために、情報の入手、莊園領主との交渉、高額な補任料の敏速な支弁、守護との絶えざる接触などの面で重要な意味があることについてふれたことがある。